

## 幌加内町イメージキャラクター使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、別記幌加内町イメージキャラクター「ほろみん」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、幌加内町に属する。

### (申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、次に定める場合を除き、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌などの報道関係機関が幌加内町、関係行事及びキャラクターのPRを目的として使用する場合
- (2) 幌加内町が使用する場合
- (3) 幌加内町及び幌加内町観光協会が関与する行事等で使用する場合
- (4) 幌加内町内に住所を持つ法人（支所・支店を含む。）、団体及び個人が幌加内町のイメージアップや幌加内そばの普及推進のために使用する場合であって、営利を目的としない場合
- (5) 幌加内町登録商標の使用許可を受けた商品に使用する場合
- (6) その他承認の手続きを必要としないと町長が認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 幌加内町イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）
- (2) 事業等の内容を記載した書類
- (3) その他町長が必要と認めた書類

### (使用の承認)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該使用が幌加内町及び幌加内そば等のPRに寄与すると認めるときは、幌加内町イメージキャラクター使用承認（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に幌加内町キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (使用許諾の制限)

第5条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する目的に供されるおそれがある場合
- (2) 幌加内町及び幌加内そばの信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、思想及び宗教活動に使用され、又は使用されるおそれがある場合
- (5) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (6) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (7) キャラクターの著しい変形その他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合
- (8) その他町長が承認することを不適正と認める場合

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 キャラクターを使用できる期間は、使用承認の日から5年を経過した日の属する年度の末日とする。

(遵守事項)

第8条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途及び届出した用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用計画を変更し、又は中止する場合においては、その経過を速やかに報告すること。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) イメージを損なう使用はしないこと。
- (5) 別記幌加内町イメージキャラクターデザインに基づき使用すること。
- (6) 第5条において承認された者は、当該使用に係る物品等の完成品を速やかに提出すること。  
ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 申請者が虚偽その他不正の方法により使用承認を受けたとき、又は第5条各号に掲げる事項に該当したときは、使用承認を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、幌加内町イメージキャラクター使用承認取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認により製作された物品などを使用又は販売してはならない。
- 4 幌加内町は、使用承認を取り消したことにより申請者が生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(承認内容の変更)

第10条 申請者は、使用承認の決定の内容に関し、その計画を変更しようとするときは、幌加内町イメージキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、幌加内町

イメージキャラクター使用承認（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（無断使用への対応）

第11条 第3条の承認を受けないでキャラクターの使用が判明した場合、幌加内町は、無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（使用に起因する問題）

第12条 キャラクターの使用に起因する問題が生じた場合には、申請者が速やかに対処するものとし、幌加内町は一切の責任を負わない。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

(別記)

幌加内町イメージキャラクター「ほろみん」

基本デザイン

